

第1節 危険物の保安

第1 予防査察等の徹底

危険物による災害を未然に防止するため、市は、防災関係機関とともに、消防法等危険物の保安に関する法令（以下「危険物関係法令」という。）の定めるところにより、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の危険物施設に対し、位置、構造及び設備並びに管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについて立入検査を行うほか、特定屋外タンク貯蔵所（タンク容量が10,000 kℓ以上のものに限る。）については、保安検査を実施し、危険性の排除に努めるとともに、これらの査察結果について関係防災機関と相互に情報共有を行い、危険物施設の保安及び管理の徹底を図るものとする。

立入検査の結果、危険物施設の位置、構造及び設備並びに管理の状況等が、消防法等の規定に違反すると認められるときは、消防法等違反の処理に関する規程（昭和45年名古屋市消防局訓令第1号）に定める警告、命令、許可の取消し、告発及び代執行等の区分に照らして、それぞれの違反の内容に応じた処理を行う。

第2 企業の自主防火管理の徹底

関係事業所を所有し、管理し、又は占有する者は、危険物施設の位置、構造及び設備その他の維持管理並びに危険物の貯蔵、取扱いについて、危険物関係法令の定める技術上の基準に適合するよう日常的に点検を実施するとともに、隨時、自主的に消火設備及び警報設備の機能点検を実施し、施設の保全に努めるものとする。

また、定期点検が義務付けられた製造所等にあっては、その記録を保存するとともに、保安の万全を期するものとする。

なお、施設管理者は、従業員はもとより出入りの関係業者等に対し、危険物施設区域内へ発火のおそれのある物品（マッチ、ライター類等）の持込み及び溶接の火気使用など発火源となる機械器具等の使用について、火災予防上望ましくない行為をしないよう厳重な管理を行うものとする。

1 危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対する指導

- (1) 危険物取扱い作業に立ち会い、危険物の貯蔵又は取扱いが危険物関係法令又は予防規程等の保安に関する規定に適合するよう、作業者に対し必要な指示を行う。
- (2) 危険物の取扱いに関する保安教育を実施する。
- (3) 火災等の災害の防止について、関連施設の関係者との連絡を図る。
- (4) 火災等の災害が発生した場合は、作業者を指揮して応急の措置を講じ、ただちに消防機関その他関係機関に連絡する。

2 消防計画及び予防規程の設定

消防計画、予防規程及びその他の自主保安規程を設定し、これらの規程等に基づく防火管理を実施するよう指導するものとする。

消防計画、予防規程の内容については、おおむね次のとおりとする。

(1) 消防計画

ア 自衛消防の組織に関すること。

- イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
- ウ 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- エ 避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
- オ 防火壁、内装等の維持管理に関すること。
- カ 定員、その他収容人員の適正化に関すること。
- キ 防火管理上必要な教育に関すること。
- ク 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- ケ 火災その他の災害が発生した場合における消火活動、連絡通報及び避難誘導に関すること。
- コ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
- サ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における監督に関すること。
- シ その他防火管理上必要な事項

(2) 予防規程

- ア 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- イ 危険物保安監督者が、旅行、疾病、その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
- ウ 化学消防自動車の設置、その他自衛の消防組織に関すること。
- エ 危険物の保安にかかる作業に従事する者に対する保安教育に関すること。
- オ 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。(スに掲げるものを除く。)
- カ 危険物施設の運転又は操作に関すること。
- キ 危険物の取扱い作業の基準に関すること。
- ク 補修等の方法に関すること。
- ケ 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関すること。
- コ 製造所及び一般取扱所にあっては、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関すること。
- サ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあっては、顧客に対する監視、その他保安のための措置に関すること。
- シ 移送取扱所にあっては、配管の工事現場の責任者の条件、その他配管の工事現場における保安監督体制に関すること。
- ス 移送取扱所にあっては、配管の周囲において移送取扱所の施設の工事以外の工事を行う場合における、当該配管の保安に関すること。
- セ 災害、その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。
- ソ 地震及び地震に伴う津波発生時における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。
- タ 危険物の保安に関する記録に関すること。
- チ 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関すること。
- ツ 前各号に掲げるものの他、危険物の保安に関し必要な事項
- テ 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の整備及び点検その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。

ト 南海トラフ地震及び南海トラフ地震に伴う津波発生時の避難並びに被害の発生の防止又は軽減を図るための訓練、教育及び広報に関するこ。

第3 危険物安全週間の実施

関係企業は、単独に又は共同して、6月の第2週、危険物の安全管理運動を実施し、危険物施設の保全整備を図るとともに、従業員に対する保安教育及び消火訓練等を行い、危険物施設の自主保安体制の強化に努めるものとする。

第2節 防災用設備及び資機材の整備等

第1 市における防災用設備及び資機材の整備等

市は、産業災害を未然に防止し、又は産業火災が発生した場合の鎮圧あるいは災害の拡大を防止するため、次に掲げる災害応急対策活動に必要とする機械器具及び資機材を整備あるいは備蓄するとともに、これらの点検に努めるものとする。

1 消防機械器具等

消防機械器具等（化学消防車、消防艇、高発泡機、耐熱防火衣、救命胴衣、空気呼吸器等）の機能を保持し、能率的な使用目的を達成するため、消防装備管理規程（平成12年名古屋市消防局訓令第9号）及び同・事務処理要綱（平成12年名古屋市消防局甲令達第12号）に基づいて点検、整備を行う。

2 化学消火剤、流出油処理剤等の備蓄

化学消火剤、流出油処理剤等の備蓄に努めるとともに、化学消火剤の種別又は購入（製造）年度を区分して貯蔵する。

3 建設機械、車両、その他の資機材

地域防災計画附属資料に掲げる建設機械、バキュームカー等の整備を行う。

第2 関係企業における防災用設備及び資機材の整備等

関係企業は、産業災害を未然に防止し、又は産業災害が発生した場合にこれを鎮圧あるいは被害の拡大を防止するため、それぞれの業態に応じて、それぞれ又は共同して、消防計画、予防規程及びその他の保安規程に基づき、次に掲げる防災に関する設備及び資機材を能率的な使用ができるよう、定期あるいは臨時に整備若しくは備蓄するとともに、これらの点検、確保に努めるものとする。

1 消火設備等

(1) 危険物関係法令に基づき固定式消火設備又は移動式消火設備及び器具等を設置し、定期点検並びに整備を実施するものとする。

また、固定式消火設備については、地震等により損傷をあたえないよう可とう性の保持を図るとともに、屋外貯蔵タンクの固定消火設備が消防隊にも活用できるよう、適切な装置等の設置について配慮するものとする。

(2) 消防用ポンプ設備は、耐震性を考慮するとともに、その動力源については、非常の場合を考慮して予備電源又は発電機を設置するよう配慮するものとする。

2 防災用資機材等として、おおむね次に掲げるものの常備に努めるものとする。

(1) 流出油回収機器、オイルフェンス、オイルフェンス展張船、耐熱防火衣、救命胴衣、空気呼吸器、通信機器、ガス検知器等

(2) 化学消火剤、流出油処理剤

その効力が保持できるよう、十分留意して備蓄する。

3 防油堤関係

防油堤は、鉄筋コンクリート製又は盛土式等の耐震性構造のものとし、配管又は水抜管貫通部分の緩衝を配慮し、防油堤の破損防止対策を講ずるものとする。

また、仮設防油堤を築設するための麻袋又は土のう等を備蓄するとともに、事業所敷地内における漏油の流出防止のため、敷地境界に土盛堤を設ける他、土砂採取場所をあらかじめ定めておく。

4 流出油処理等

危険物の海、河川への流出拡大を防止するため、オイルフェンス、吸着マット等を備えるとともに、事業敷地内からの流出を防止するため排水口に緊急停止用バルブを設けるなどの措置をする。

5 貯蔵タンク関係

タンクを設置する場合は、不等沈下を防ぐため地質、地盤の条件を考慮し、安定した基礎で十分な耐震性を持たせ、かつ、タンクの構造は、タンクの高さ、溶接方法等を考慮するとともに、配管とタンクの結合部分についても十分可とう性を保持させるものとする。

さらに、定期的に内部開放点検を実施し、不等沈下、板厚測定結果の状況に応じて基礎修正又は底板取替え等を実施するものとする。

(資料)

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・防災関係機関及び企業の連絡窓口 | (産業災害編資料 2-2-1) |
| ・化学消火剤等の備蓄状況 | (産業災害編資料 2-2-2) |
| ・企業の消防力 | (産業災害編資料 2-2-3) |

第3節 防災教育及び訓練

第1 防災教育

関係企業の管理者は、単独又は防災協議会と共同して、企業従業員の災害時における適正な判断力を養成し、また、職場内における防災体制を確立するため、従業員に対して講習会、研究会等の防災教育を企業ごと、あるいは共同して実施するものとし、市及び防災関係機関は、これに対し積極的に協力するものとする。

1 講習会、研究会

企業従業員を対象とし、火災、その他の災害に関する講習会、研究会を実施して、企業の特殊性によって要求される保安のための各種教育及び保安法令等の徹底を図り、防災知識又は技術を習得させる。

2 検討会

防災訓練又は火災等の災害事例に照らして検討会を開催し、災害時における出火防止、避難誘導、救出救護等の業務分担について、自覚と認識を深める。

3 見学、現地調査

防災関係施設、火災等の災害現場の見学調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

4 印刷物

災害の原因、予防、応急対策及びその他必要事項等を取りまとめた初動時の活動マニュアル等の防災活動の手引書、パンフレット等を作成し配布する。

第2 防災訓練

市及び関係企業は、「産業災害対策計画」が災害に十分活用され、防災活動が迅速かつ的確に実施し得るよう、それぞれ又は他の防災関係機関の協力のもとに、共同して防災訓練を実施するものとする。

1 基礎訓練

消防計画及びその他の計画に基づき、自主的に初期消火をはじめとする技能の習得を主体とした基礎的な実地訓練及び図上訓練を単独又は共同して実施し、責任の自覚と技術鍛錬を図るものとする。

訓練内容は、消火、流出油防止、通報、避難、構内の通行規制、防災用資機材の緊急調達及び非常参集並びに救護等の訓練とする。

2 総合訓練

愛知県をはじめ防災関係機関の協力のもとに、それぞれの組織を動員して図上又は現地における各種の内容を包含した総合的な防災訓練を実施し、関係各機関の防災諸活動の有機的かつ効果的な運用を図るものとする。

訓練内容は、基礎的訓練のほか、消火、防油、避難、無線通信連絡、水防、船舶救難、救急救護、警備及び防災用資機材の輸送並びにその他災害応急対策活動に必要とする電力の仮復旧、給食、給水等の訓練とする。